



門真市（環境政策課）指令第8号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 門真市江端町21番3号
氏 名 辰巳環境開発株式会社
代表取締役 辰巳 秀司

令和2年1月8日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、次のとおり許可する。

令和2年4月1日

門真市長 宮本 一孝



記

- 1 期 間 令和2年4月1日から
令和4年3月31日まで
- 2 許可内容 門真市内の一般廃棄物収集運搬
- 3 許可条件
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、門真市廃棄物の減量推進及び適正処理等に関する条例等、関係法令を遵守すること。
 - (2) 本市の許可をもって、本市域外の一般廃棄物を収集しないこと。
 - (3) 本市域外の一般廃棄物を、本市クリーンセンターに搬入しないこと。
 - (4) 車両のよく見える箇所に許可業者名を明示すること。
 - (5) 収集運搬の際は、騒音、振動、飛散、漏洩、悪臭等によって、生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - (6) 収集運搬中に事故やトラブル、法令違反等が生じたときは、速やかに対応に当たるものとし、本市に適宜報告を行うこと。
 - (7) 搬入する一般廃棄物は、混載することなく分別された状態で、指定された時間内に指定された場所へ搬入すること。
 - (8) 本市が別に指定する適正処理困難物については、本市クリーンセンターに搬入しないこと。
 - (9) 本許可業務に関しては、本市の指示に従うこと。